

**〔報告事項〕 令和6年度税制改正要望について**

## 令和6年度 税制改正要望

一般社団法人 飯田法人会

全世界に大きな影響をもたらした新型コロナの感染も、ようやく対応・対策の効果が表れ下火に向かってきている。一方でロシアによるウクライナ侵攻とエネルギー全般の供給不足に伴う価格上昇など、世界経済は予断を許さない状況にある。我が国においても経済・社会・教育のみならず、日常の生活全般に大きくマイナスの影響がもたらされている。

グローバルな経済構造の中で、コロナ禍やウクライナ侵攻に伴う海外経済の減速や大国の思惑に依る政情変動も相俟って、国内では原材料不足や価格の高騰等により生産・消費両面から景気の先行きが不透明な状況で推移している。

このような状況下において、我が国の経済の基を支える中小企業の景気浮揚と、経営基盤の維持や安定拡大への政策的誘導を期待し、中小法人を対象とするこれからの税制について次の通り要望する。

### I. 法人税について

#### 1. 法人実効税率

法人実効税率はいまだに先進諸外国と比較した場合に高い水準にあると言え、ビジネスもグローバル化している中で、この高い税率が日本企業の海外流出を招き、海外企業が日本でビジネスをすることを妨げる大きな要因となっている。国内企業活動を活性化させ国際競争力の向上を図り、海外からの投資促進させるためにも法人実効税の更なる引き下げをすべきである。

また、中小法人に適用される15%の軽減税率などの特例税制措置は2年間延長されたが、本則化するか適用課税所得を大幅に引き上げることを要望する。

#### 2. 役員給与税制の抜本な見直し

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定は厳しい制約が課せられるなど原則損金不算入という規定となっている。役員給与は本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

#### 3. 事業承継税制

中小企業は地域での雇用確保をはじめ、地元経済への貢献度は非常に大きい。相続税の大きな負担は事業承継がままならず、将来的に大きな経済損失を生じてしまう事となる。非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予については、納税猶予に係る免除の要件を緩和することや納税猶予に係る宥恕規定を創設するなどの見直しが必要である。また、各種手続きが複雑なので制度自体の簡素化を求める。

#### 4. 少額減価償却資産の取得価額基準の引き上げなど

令和4年度税制改正において中小企業者等の取得価額30万円未満の少額減価償却資産の損金算入の特例について、その適用期間が2年間延長された。しかしながら、少額な減価償却資産の損金算入できる取得価額基準は10万円未満だが、これと同時に取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間償却を行う一括償却資産制度や、30万円未満の減価償却資産については年間300万円までは中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により全額損金が認められるなどの諸制度があり、その都度の手続き等の事務が煩雑である。

事務処理の簡便化や税制の簡素化に資するため、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げる事を要望する。

#### 5. 電話加入権の無税償却

固定電話の電話加入権は非減価償却資産として貸借対照表に計上されている。

利用停止から10年経過時点で自動解約されて、NTTにおいて実質的に消滅している。また電話加入権の売買に資産価値もないため無税償却を要望する。

#### 6. 中小法人等の欠損金繰越控除期間の見直し

税収の中長期的な安定のためには国内企業の持続的な成長が不可欠である。中小法人は大法人と比べて財務基盤が脆弱であるため、一旦財務基盤が揺らぐとその回復には相当期間を要すると考えられる。これらを勘案すると、青色欠損金の繰越控除制度に係る損金算入額の制限措置の見直しや、同制度に係る控除期間の延長又は無期限化などの抜本的な措置の見直しが必要である。

## II. 消費税について

### 1. 単一課税制度を維持

軽減税率制度は、令和元年10月1日より導入されたが、法人会では従来からの要望通り単一課税制度とすべきであると考えます。消費税の軽減税率制度は、低所得者の逆進性対策を目的で導入したにもかかわらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で、消費の多い高所得者層に負担軽減効果を与え、本来の機能を果たしていないので廃止すべきである。消費税の税率は単一税率とし、低所得者の逆進性対策は給付措置などによる消費支出の負担軽減策で対応すべきである。

適格請求書等保存方式の実施により、事業者の事務負担の増加や取引上の不都合等が生じると想定されるので、適格請求書等保存方式実施後の運用状況を検証したうえで、必要な措置により弾力的に対応していくことが必要である。小規模事業者の事務負担や税負担に配慮した特例措置の継続が最優先とすべき課題である。また、非課税制度については、消費税の例外的な取り扱いである非課税制度の趣旨を尊重しつつ、その適用範囲を縮小する検討が必要である。

### Ⅲ. その他

#### 1. 電子帳簿保存法の保存要件の緩和

今後デジタル化は必然的に加速していくことは明らかであるが、次年から施行の電子帳簿保存法の導入は中小法人においては事務負担等が増大することになる。電磁的記録保存する請求書・領収書等については、判定期間における売上高が5,000万円以下の事業者はそのデータを保存する際の検索要件の全てを不要とする見直しがなされたが、スキャナー保存も含め事務負担等が軽減できるような保存要件の緩和を検討すべきである。

#### 2. 印紙税

電子取引が一般化しペーパーレスが進展しているなかで、紙ベースを媒体とする文書だけ課税する印紙税は公平性に欠ける。廃止するか、なお一層の負担軽減を図るべきである。